

## 東日本大震災津波に伴う基本事項確認の特例について

平成 25 年 3 月 13 日  
総務 第 314 号

### 1 特例の内容

入札参加申請書受付時には、条件付一般競争入札実施要領（平成 19 年 6 月 6 日付け総務第 233 号。以下「条件付要領」という。）第 11 の規定による確認（以下「基本事項確認」という。）を行わないこととし、開札後に落札候補者となった者に対し、条件付要領第 19 の規定による審査と併せて、基本事項確認を行うこととする。

### 2 対象工事

条件付一般競争入札に付す全ての工事

### 3 事務手順等

#### (1) 入札参加申請締切後

電子入札システムの「参加申請書受付対象一覧」画面を印刷し入札参加者を確認する。なお、電子入札システムにより提出された入札参加申請書の印刷は要しない。

#### (2) 競争参加資格確認通知書の発行

電子入札システムにより入札参加申請の登録を行った者の全てに対し「資格あり」とした条件付一般競争入札参加資格基本事項確認結果通知書（以下「資格確認通知書」という。）を発行する。なお、理由欄には「条件付一般競争入札実施要領第 11 の規定による確認は、同要領第 19 の規定による審査と併せて、開札後に落札候補者に対して行う。」とする。

#### (3) 総合評価技術提案書等の不備があった場合の対応

資格確認通知書発行後に、総合評価落札方式競争入札実施要領第 7 第 2 項の規定により、総合評価技術提案書等に不備のあった者の入札参加を認めない場合は、電子入札システムにおいて、当該者の資格を取り消す操作をし、入札に参加させない。

#### (4) 開札後、条件付要領第 19 の規定による落札候補者の審査時に基本事項確認を併せて行う。

#### (5) 特定共同企業体による入札参加申請の場合、上記（1）の確認の際に特定共同企業体協定書（写）記載の工事名、共同企業体の名称、協定締結日及び構成員の記名押印を確認する。なお、協定書記載の他の項目の確認は開札後に落札候補者に対して行う。

### 4 入札公告について

条件付一般競争入札公告〔共通事項〕及び総合評価落札方式条件付一般競争入札公告〔共通事項〕を次のとおり読み替える。

現 行	読替後
3 入札参加手続等 (1) 入札参加申請と事前確認 本工事は、入札参加者の競争参加資格を入札後に審査する事後審査方式の対象工事であるが、入札公告に示す期限まで	3 入札参加手続等 (1) 入札参加申請と事前確認 本工事は、入札参加者の競争参加資格を入札後に審査する事後審査方式の対象工事であるが、入札公告に示す期限まで

<p>に条件付一般競争入札参加申請書（様式第3号。以下「入札参加申請書」という。）を提出して、<u>登録資格及び営業所所在地等の充足状況など基本的な入札参加資格要件の確認を受けた者</u>でなければ入札に参加できないこと。</p> <p>なお、入札参加申請書の補正については、入札参加希望者から申出があり、かつ、受付期限までに補正が可能な場合のみ認めるものとする。</p>	<p>に条件付一般競争入札参加申請書（様式第3号。以下「入札参加申請書」という。）を提出した者でなければ入札に参加できないこと。</p> <p>なお、入札参加申請書の補正については、入札参加希望者から申出があり、かつ、受付期限までに補正が可能な場合のみ認めるものとする。</p>
--	---

5 適用期間

平成 25 年 4 月 1 日以降公告する工事について、当分の間適用する。